

最高裁は託送料金訴訟判決を慎重に審理していると思われます

2026年8月18日

グリーンコープ共同体

- (1) 託送料金訴訟は、昨（2025）年2月26日の控訴審判決後、共同体理事会での真摯な検討をおこなって最高裁へ上告すると判断し、3月10日に「上告状」を、5月2日に「上告理由書」と「上告受理申立理由書」を提出し、6月25日に最高裁第一小法廷より「記録到達通知書（今後は当法廷で審理するとの連絡）」が届き、その審理となっています。
- (2) 最高裁の審理は地裁や高裁と違って、双方のやり取りは無く、国の反論があれば提出され、それらを見て裁判官が熟考し、控訴審判決を取り消すか、あるいは、そうならないかが判示されます。その間、市民が傍聴できるような審理がもたれることはなくて、後者、つまり私たちの主張が認められないときは、ある日その判断が伝えられ、前者、つまり控訴審判決がおかしいのではないかと考えられるときは、その日以降に双方が出席する期日が設けられることが多いとのことです。そのいずれかが示されるまで早ければ半年、多くの事例では1年前後であるとも聞いています。
- (3) 私たちが上告理由書を届けてから1年3ヵ月が過ぎ、最高裁から記録到達通知が届いてからもうすぐ1年2ヵ月となりますが、今もまだその判示は出ていません。そうしたなか、託送料金訴訟に関心を寄せてくださる多くの皆様から、「判決はまだですか？」「最高裁から忘れられているのではないか、心配でならない」などの声が届けられています。
- (4) 昨年最高裁に上告して以降、さまざまな社会的な運動をとおして、グリーンコープが託送料金訴訟に取り組んできたことの意味や意義をグリーンコープ以外の多くの方に伝えることができたことで広く理解が進み、託送料金裁判の判決がまだ出ていないことへの上のような問いかけがあっている面もあります。
- (5) 私たちは最高裁の判断が示されたら直ちに内外に報告を行ってこれからにつなげようと考えていて、昨年6月に上告に関する『共生の時代号外（ご参照ください→<https://www.greencoop.or.jp/kyousei/pdf/kyosei202506gai.pdf>）』を発行して以降、組合員や託送料金訴訟を支える会の皆様、関心を寄せてくださる皆様へ、この間、そのように待っているということをご報告できておりませんでした。たいへん申し訳ありません。
- (6) 私たちが渾身に最高裁へその信を問うたことについて、最高裁は慎重に審理をしているであろうと思います。その判示を引きつづき待ちます。また、それが出されたら、すぐに皆様にお知らせする準備を整えていきます。期日が設けられることになった場合はその傍聴も呼びかけていきます。あわせて、この訴訟の10年にわたる取り組みをまとめ、次に向かう備えをしていきたいと考えています。

以上、よろしくお願いいたします。